

第百四十五回国  
参議院法務委員会會議録第十六号

平成十一年六月十日(木曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

六月九日

辞任

小川 敏夫君

補欠選任

薬科 満治君

辞任

薬科 満治君

補欠選任

小川 敏夫君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

荒木 清寛君

鈴木 正孝君

服部三男雄君

円 より子君

大森 礼子君

平野 貞夫君

委員

阿部 正俊君

井上 裕君

世耕 弘成君

竹山 裕君

仲道 俊哉君

海野 徹君

小川 敏夫君

千葉 景子君

角田 義一君

橋本 敦君

福島 瑞穂君

中村 敦夫君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

笹川 堯君

上田 勇君

修正案提出者

達増 拓也君

国務大臣

法務大臣

陣内 孝雄君

政府委員

法務省刑事局長

松尾 邦弘君

事務局側

常任委員会専門員

吉岡 恒男君

本日の会議に付した案件

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、三案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。陣内法務大臣。

○国務大臣(陣内孝雄君) 組織的な犯罪に対処するための法整備に関する三法案について、一括してその趣旨を御説明申し上げます。

近年、暴力団等による薬物、銃器等の取引や、これらの組織の不正な権益の獲得等を目的とした各種の犯罪のほか、オウム真理教事件のような組織的な大量殺人事件、法人組織を利用した詐欺商

法等の経済犯罪など、組織的な犯罪が少なからず発生しており、我が国の平穏な市民生活を脅かすとともに、健全な社会経済の維持発展に悪影響を及ぼす状況にあります。

一方、このような組織的な犯罪の問題については、最近における国際連合の会議や主要国首脳会議等においても最も重要な課題の一つとして継続的に取り上げられており、国際的にも協調した対応が求められ、主要国においては法制度の整備が進んでおります。

そこで、この三法案は、このような状況を踏まえ、これらの犯罪に適切に対処するため、必要な法整備を図ろうとするものであります。

まず、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案の要点を申し上げます。

第一は、組織的な犯罪に関する処罰を強化することであり、これは、一定の類型に該当する組織的な殺人、詐欺等の処罰を強化するほか、組織的な殺人の予備罪の処罰の強化等に関する規定を設けるものであります。

第二は、いわゆるマネーロンダリングの規制等に関するものであります。

その一は、一定の犯罪行為により得られた犯罪収益等を用いて法人等の事業経営の支配を目的とする行為及びその隠匿等を処罰するほか、その没収及び追徴に関する制度を拡充整備するものであります。

その二は、疑わしい取引の届け出制度の拡充であり、銀行その他の金融機関等に対し、その取引において收受した財産が犯罪収益である疑いがある場合等にその届け出を義務づける措置等を定めるものであります。

その三は、没収及び追徴に関する国際共助手続を整備するものであります。

次に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案は、組織的、密行的に行われる殺人、薬物及び銃器の不正取引等の重大な犯罪において、犯人間の連絡等に用いられる電話等の傍受を行わなければ犯人の検挙及び事案の真相解明の目的を達成することが著しく困難な場合が増加する状況に対処するため、犯罪捜査のために強制処分として行う電気通信の傍受に關し、その要件、手続その他必要な事項を定めるものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、通信傍受の要件等についてであります。

通信の傍受は、密行的かつ継続的に行われるものであることにかんがみ、対象とする犯罪を一定の重大な犯罪に限定し、他の方法によつては真相の解明が著しく困難な場合に限るなど、従来の強制処分よりさらに厳格な要件、裁判官に対する令状の請求及びその発付の手続等を定めることとしております。

第二は、傍受の実施に関する手続等についてであります。

傍受の実施の適正の確保及び関係者の権利保護を図るため、令状の提示、傍受をした通信の記録の取り扱い、通信の当事者に対する通知、不服申し立て等に関する規定を設けることとしております。

第三は、通信の秘密の尊重等についてであります。

制度の運用状況を明らかにするため、これを国会に報告すること等を政府に義務づけるものと

し、また、通信の秘密の保護の充実を図るため、捜査等の権限を有する公務員がその職務を行うに当たり犯した電気通信事業法等の通信の秘密侵害罪について、いわゆる付審判請求ができるものと

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の要  
点を申し上げます。

第一は、電気通信の傍受に関するものでありま  
す。

これは、犯罪捜査のために電気通信の傍受を行  
う強制の処分ができる旨の根拠規定を同法に設け  
るものであります。

第二は、証人等の保護に関するものでありま  
す。

証人またはその親族に対して脅迫、威迫等が行  
われることがしばしばあり、これに対する不安が  
あることが証人等として刑事手続に協力すること  
をためらわせ、刑事手続の円滑、適正な実施を妨  
げる一因となつてゐることから、証人等の身体ま  
たは財産への加害行為等の防止を図り、証人等の  
不安を軽減、除去するため、これらの行為が行わ  
れるおそれがある場合に、証人等の住居等が特定  
される事項についての尋問を制限することができ  
ること等の措置を定めるものであります。

以上がこれらの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く  
ださいようお願いいたします。

○委員長(荒木清寛君) 次に、組織的な犯罪の処  
罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案並びに犯  
罪捜査のための通信傍受に関する法律案の衆議院  
における修正部分について、修正案提出者衆議院  
議員上田勇君から説明を聴取いたします。衆議院  
議員上田勇君。

○衆議院議員(上田勇君) 組織的な犯罪の処罰及  
び犯罪収益の規制等に関する法律案並びに犯罪捜  
査のための通信傍受に関する法律案に対する衆議  
院における修正部分につきまして、その趣旨を御  
説明いたします。

最初に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規  
制等に関する法律案に対する修正部分について、  
その趣旨を御説明申し上げます。

まず、犯罪収益が生じる前提となる犯罪を列挙  
して定める別表に、スポーツ振興投票の実施等に  
関する法律に規定する無資格スポーツ振興投票の

罪及び加重取賄の罪並びに児童買春、児童ポル  
ノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法  
律に規定する児童買春周旋の罪、業として行う児  
童買春勧誘の罪等を加えるものであります。これ  
は、これらの罪が犯罪収益と結びつきやすいもの  
であり、これらの罪と同種の罪が既に別表に規定  
されておりますので、これらの罪に係る犯罪収益  
等をこの法律案に定める犯罪収益規制の対象とす  
るものであります。

その他、関係法律の改正等に伴い、所要の規定  
の整備等の修正を行うものであります。

次に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律  
案に対する修正部分について、その趣旨を御説明  
申し上げます。

第一は、本法律案の目的についてであります。

本法律案は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な  
社会生活を著しく害している現状にかんがみ、  
これに適切に対処することを目的とするものであ  
りますから、その趣旨を明記するものでありま  
す。

第二は、通信傍受の対象犯罪等についてであり  
ます。

本法律案による通信の傍受を必要最小限度の範  
囲のものとするため、対象犯罪を薬物関連犯罪、  
銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な  
殺人の罪に限定するとともに、別表に掲げる罪の  
実行に必要な準備のために犯罪が犯された場合の  
傍受に関しては、死刑または無期もしくは長期二  
年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪が別表に掲  
げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備  
のために犯された場合に限定するものでありま  
す。

第三は、傍受令状の請求権者及び発付権者の範  
囲についてであります。

傍受令状の請求及びその発付をさらに慎重に行  
うことを確保するため、請求権者のうち検察官に  
ついては検事総長が指定する検事、警察官につい  
ては国家公安委員会等が指定する警視以上の警察  
官に限定し、発付権者についても地方裁判所の裁

判官に限定するものであります。

第四は、傍受の実施時における立会人について  
であります。

傍受の実施の適正を確保するため、立会人を常  
時立ち会わせなければならないものとし、また、  
立会人は、検察官または司法警察員に対し、当該  
傍受の実施に関して意見を述べることができるよう  
とするものであります。

第五は、他の犯罪の実行を内容とする通信の傍  
受についてであります。

これは、傍受令状による傍受の実施の過程にお  
ける緊急の措置として認められるものであること  
から、その範囲を、特に証拠として保全する必要  
性が高い重大な犯罪、すなわち別表に掲げる罪及  
び死刑または無期もしくは短期一年以上の懲役も  
しくは禁錮に当たる罪に限定するとともに、この  
傍受が行われた場合における裁判官による事後的  
な審査の手続を設けるものであります。

第六は、通信の秘密を侵害する行為の処罰等につ  
いてであります。

通信の秘密を制約する通信傍受制度を設ける以  
上、その反面として、違法に通信の秘密を侵害す  
る行為に対しては厳正な処罰が行われるべきもので  
あります。そこで、捜査または調査の権限を有する  
公務員が、その捜査または調査の職務に関し、電  
気通信事業法または有線電気通信法の通信の秘密  
を侵害する罪を犯した場合は、三年以下の懲役また  
は百万円以下の罰金に処することとし、さらに、こ  
れと均衡上、一般人がこれを犯した場合は二年  
以下の懲役または五十万円以下の罰金に処し、電  
気通信事業者等がこれを犯した場合は三年以下の  
懲役または百万円以下の罰金に処するものとする  
ものであります。

その他、所要の規定の整備等の修正を行うもの  
であります。

以上が政府提出の両法律案に対する衆議院にお  
ける修正部分の趣旨であります。

何とぞ両修正に御賛同くださいますようお願い  
申し上げます。

○委員長(荒木清寛君) 以上で趣旨説明及び衆議  
院における修正部分の説明の聴取は終わりました。  
三案の審査は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等  
に関する法律案(第四百十二回国会提出、衆  
議院継続審査)

一、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案  
(第四百十二回国会提出、衆議院継続審査)

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百  
四十二回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等  
に関する法律案

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等  
に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没  
収等(第三条・第十七条)

第三章 没収に関する手続等の特例(第十八  
条・第二十一条)

第四章 保全手続

第一節 没収保全(第二十一条・第四十一条)

第二節 追徴保全(第四十二条・第四十九条)

第三節 雑則(第五十条・第五十三条)

第五章 疑わしい取引の届出(第五十四条・第  
五十八条)

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に  
ついての国際共助手続等(第五十九  
条・第七十四条)

第七章 雑則(第七十五条・第七十六条)

附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じにより反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるものを含む)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、口又は二に掲げる罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるものを含む)により提供された資金

イ 覚せい、制取縮法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条の十(覚せい剤原料

の輸入等に係る資金等の提供等)の罪

ロ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十三条(資金等の提供)の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条の十三(資金等の提供)の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第七条(資金等の提供)の罪

三 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第二号(外国公務員等に対する不正の供与等)の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるものを含む)により供与された財産

3 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。

7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

## 第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等

### (組織的な殺人等)

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六条第一項(常習賭博)の罪 五年以下の懲役

二 刑法第百八十六条第二項(賭博場開張等図利)の罪 三月以上七年以下の懲役

三 刑法第百九十九条(殺人)の罪 死刑又は無期若しくは五年以上の懲役

四 刑法第百二十条(逮捕及び監禁)の罪 三月以上七年以下の懲役

五 刑法第百二十三条第一項又は第二項(強要)の罪 五年以下の懲役

六 刑法第百二十五条の二(身の代金目的略取等)の罪 無期又は五年以上の懲役

七 刑法第百三十三条(信用毀損及び業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

八 刑法第百三十四条(威力業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

九 刑法第百四十六条(詐欺)の罪 一年以上の有期懲役

十 刑法第百四十九条(恐喝)の罪 一年以上の有期懲役

十一 刑法第百六十条前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役

2 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ)を得させ、又は団体の不正権益

を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

### (未遂罪)

第四条 前条第一項第三号、第五号、第六号(刑法第百二十五条の二第一項に係る部分に限る。)、第九号及び第十号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減軽)

第五条 第三号第一項第六号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減軽する。

(組織的な殺人等の予備)

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

一 刑法第百九十九条(殺人)の罪 五年以下の懲役

二 刑法第百二十五条(営利目的等略取及び誘拐)の罪(営利の目的によるものに限る。)、二年以下の懲役

2 第三条第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。

(組織的な犯罪に係る犯人隠匿等)

第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者

二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽

造若しくは変造の証拠を使用した者

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に關して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者

2 禁錮以上の刑が定められている罪が第三條第二項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

(団体に属する犯罪行為組成物件等の没収)

第八條 団体の構成員が罪(これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行する目的で行われたものに限る。)を犯した場合、又は当該罪を犯す目的でその予備罪(これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行する目的の組織により行われたもの、及び同項に規定する目的で行われたものを除く。)を犯した場合において、当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供し、若しくは供しようとした物が、当該団体に属し、かつ、当該構成員が管理するものであるときは、刑法第十九條第二項本文の規定にかかわらず、その物が当該団体及び犯人以外の者に属しない場合に限り、これを没収することができる。ただし、当該団体において、当該物が当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供され、若しくは供されようとするものの防止に必要な措置を講じていたときは、この限りでない。

(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)

第九條 第二條第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益(麻薬特例法第二條第一項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三條第一項第三号及び同条第三項において同じ。)、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産

以外の財産とが混和した財産(以下「不法収益等」という。)を用いることにより、法人等法人又は法人でない社團若しくは財團をいう。以下この条において同じ。の株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者を含む。以下同じ。の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 当該法人等又はその子法人の役員等(取締役、理事、管理人その他の名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者をいう。以下この条において同じ。)を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は解任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く。)

2 不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、前項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は解任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く。)

3 不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

4 この条において「子法人」とは、一の法人等が発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。))又は持分を所有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を所有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

(犯罪収益等隠匿)

第十條 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯罪収益等收受)

第十一條 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(国外犯)

第十二條 第九條第一項から第三項まで及び前二條の罪は、刑法第三條の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三條 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができる。

一 犯罪収益(第六号に掲げる財産に該当するものを除く。)

二 犯罪収益に由来する財産(第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものを除く。)

三 第九條第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、不法収益等(薬物犯罪収益、その保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの(第三項において「薬物不法収益等」という。)を除く。以下この項において同じ。)を用いることにより取得されたもの

四 第九條第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等)

五 第十條又は第十一條の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九條第一項から第三

項までの犯罪行為又は第十條若しくは第十一條の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三條の罪、同法第二百二十五条の二第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪若しくは別表第七号、第二十七号、第三十一号、第三十三号若しくは第四十四号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができない。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

3 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九條第一項から第三項までの罪が薬物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基き得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でないと認められるときは、その一部を没収することができる。

一 第九條第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの

二 第九條第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等)

三 薬物不法収益等を用いた第九條第一項から

第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

4 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

(犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十四條 前条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産(以下「不法財産」という。)が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(次条第一項において「混和財産」という。)のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る。)の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十五條 第十三條の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合(法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。)は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であっても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三條の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利

を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(追徴)

第十六條 第十三條第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 第十三條第三項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第四項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

(罰則規定)

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九條第一項から第三項まで、第十條又は第十一條の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三章 没収に関する手続等の特例

第十八條 不法財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二十一条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十三條の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十五條第二項の規定により当該権利を存続せるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五條第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第十九條 没収された債権等は、檢察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、檢察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二十條 権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(刑事補償の特例)

第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第四章 保全手続

第一節 没収保全

(没収保全命令)

第二十二條 裁判所は、別表若しくは第二條第二項第一号から三までに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に係る被告事件に關し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができると認められる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、檢察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を發して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を發した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、檢察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を發し、又は職権で、附帯保全命令を別に發して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む)の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全(没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ)に關する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分を關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により押収することを妨げない。

(起訴前の没収保全命令)

第二十三條 裁判官は、前條第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、檢察官又は司法警察官(警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ)の請求により、同條第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2 司法警察官は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が發せられたときは、速やかに、關係書類を檢察官に送付しなければならない。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が發せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に關し、当該財産につき前條第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、檢察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、檢察官に告知された時にその効力を生ずる。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所屬する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

7 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を檢察官の揭示場に七日間揭示して公告しなければならない。

(没収保全に關する裁判の執行)

第二十四條 没収保全に關する裁判で執行を要するものは、檢察官の指揮によつて、これを執行する。

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、ことが

と同一の権限を有する。

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、することができると認められる前であつても、することができると認められる前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、することができると認められる前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが

4 代替金の納付があつたときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、ことが



この限りでない。

8 民事執行法第四十六條第二項及び第四十八條第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六條第二項中「債務者」とあるのは、「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八條第二項中「前項とあるのは」「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七條第四項」と、「執行裁判所」とあるのは、「登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

#### (船舶等の没収保全)

第二十八條 登記される船舶、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機（第三十五條第一項において単に「航空機」という）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の規定により登録を受けた自動車（同項において単に「自動車」という）又は建設機械（同項において建設機械（同項において単に「建設機械」という。）の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

#### (不動産の没収保全)

第二十九條 不動産（不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、不動産の所有者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）に送達しなければならぬ。

3 不動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。

4 刑事訴訟法の規定による押収がされていない不動産又は同法第二百一十一條第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている不動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書をはり付

ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

#### (債権の没収保全)

第三十條 債権の没収保全は、債権者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。）に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、債権者及び債務者に送達しなければならない。

3 債権の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が債務者に送達された時に生ずる。

4 民事執行法第五十條、第五百五十六條第一項及び第三項並びに第六百四十四條第四項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五十條及び第五百五十六條第一項中「差押え」とあり、及び同法第五百五十六條中「差押命令」とあるのは、「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは、「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第五百五十六條第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を發した裁判所」と、同法第六百四十四條第四項中「差し押えられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき」とあるのは「没収保全の取消決定が確定したとき」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき」と、又は代替金が納付されたとき」と読み替えるものとする。

(その他の財産権の没収保全)  
第三十一條 第二十七條から前条までに規定する財産以外の財産権（以下この条において「その他財産権」という。）の没収保全については、この

の条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がなくないもの（次項に規定するものを除く。）の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七條第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八條第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一條第三項において準用する同法第二十七條第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

#### (没収保全命令の取消)

第三十二條 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなったときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者（その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。）の請求により、又は職権で、決定をもって、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

#### (没収保全命令の失効)

第三十三條 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却（刑事訴訟法第三百三十八條第四号及び第三百三十九條第一項第一号の規定による場合を除く。）の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において没収の言渡しがなかったときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八條第四号又は第三百三十九條第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があった場合における没収保全の効力については、第二十三條第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中

「没収保全命令が發せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

#### (失効等の場合の措置)

第三十四條 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)  
第三十五條 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶（民事執行法第二百一十二條に規定する船舶をいう）、航空機、自動車若しくは建設機械に対し強制執行の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産（同法第二百一十二條第一項に規定する動産をいう。第四十二條第二項において同じ。）に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権（民事執行法第四百三十三條に規定する債権をいう。以下同じ。）に対し強制執行による差押命令が發せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十三條第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令が發せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。  
4 没収保全がされているその他の財産権（民事

執行法第六十七條第一項に規定するその他の財産権をいう。に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

(第三債務者の供託)

第三十六條 金銭債権の債務者(以下「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができ。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を發した裁判所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は并済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を發した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替へるものとする。

5 第一項前項において準用する場合を含む。の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五條の規定の適用については、同条第一号中「第五百五十六條第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六條第一項同条第四項において準用する場合を含む。」とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七條 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができ

ない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が發せられた場合における当該財産については、差押債権者(被告人である差押債権者を除く。)が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第十八條第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

(強制執行の停止)

第三十八條 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を發した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると認料するに足りる相当な理由があると認めるときは、檢察官の請求により、又は職権で、決定をもつて、強制執行の停止を命

ずることができる。

2 檢察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九條第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなつたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、檢察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二條第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)  
第三十九條 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行(差押えを除く。)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が發せられた場合において、檢察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三條第一項第七号同法第八十九條、第九十二條又は第九十三條第二項において準用する場合を含む。の文書の提出があつたものとみなす。

(その他の手続との調整)  
第四十條 第三十五條の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産宣告若しくは和

議の開始決定(第三項において「破産宣告等」という。)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令(同項において「更生手続開始決定等」という。)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2 第三十六條の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

3 第三十七條の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令により没収保全がされたものに、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に没収保全がされる前に当該保全に係る財産に没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされている場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものに、同条第二項本文の規定は没収保全がされている財産に没収保全がされている前に滞納処分による差押えがされている場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有



する者について当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する会社その他の法人について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされてい

た場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

4 第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)  
第四十一条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

第二節 追徴保全  
(追徴保全命令)  
第四十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十号若しくは第十一条の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思

料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくな

るおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追徴保全額」という。)を定め、特定の財産について発しななければならない。ただし、動産に

ついては、目的物を特定しないで発することが

できる。  
3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ

ならない。  
5 第二十二條第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)について準用する。

(起訴前の追徴保全命令)  
第四十三条 裁判官は、第十六条第二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ

る。  
2 第二十三條第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)  
第四十四条 追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。  
3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手續に關する法令の規定に従つてす

る。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を発した検察官の所属する検察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金銭債権の債務者の供託)  
第四十五条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金銭を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。  
(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)  
第四十六条 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあつたときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならぬ。  
(追徴保全命令の取消し)  
第四十七条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならぬ。第三十二條第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)  
第四十八条 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八條第四号及び第三百三十九條第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の

言渡しがなかつたときは、その効力を失う。  
2 刑事訴訟法第三百三十八條第四号又は第三百三十九條第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三條第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)  
第四十九条 追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十四條第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雜則  
(送達)  
第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に關する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。この場合において、民事訴訟法(平成八年法律第九十号)第九十條第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第九十二條第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)  
第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に關する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならぬ。  
(不服申立て)  
第五十二条 没収保全又は追徴保全に關して裁判所のした決定に対しては、抗告をすることができ

る。ただし、没収又は追徴すべき場合に該當すると思料するに足りる相当な理由がないこと

(第二十二條第二項の規定による決定) については、同項に規定する理由がないことを、第三十八條第一項(第四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に關しては第三十八條第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に關して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所屬する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に對しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに關する手続については、刑事訴訟法第四百二十九條第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(準用)  
第五十三條 没収保全及び追徴保全に關する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第五章 疑わしい取引の届出  
(金融機関等による疑わしい取引の届出等)  
第五十四條 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他の政令で定める者(以下この条において「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは藥物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十條の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合に於ては金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。)に届け出なければならない。

2 金融機関等(その役員及び使用人を含む。)

は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行つたことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合に於ては、金融監督庁長官に通知するものとする。)

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(郵政大臣による疑わしい取引の通知)  
第五十五條 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは藥物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十條の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(捜査機関等への情報提供等)  
第五十六條 金融監督庁長官は、前二條の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に關する情報」という。)が検査官、検査事務官若しくは司法警察職員又は税關職員若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下この条において「検査官等」という。)による別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪、麻薬特例法第二條第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六條若しくは第七條の罪

に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを検査官等に提供するものとする。

2 検査官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に對し、疑わしい取引に關する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

(外国の機関への情報提供)  
第五十七條 金融監督庁長官は、前條第一項に規定する外国の機関に對し、その職務(この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める疑わしい取引に關する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供については、当該疑わしい取引に關する情報が前條第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)(以下この条において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外国からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該當する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に關する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができ、

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 國際約束(第一項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供に關する國際約束をいう。第五項において同じ。)に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日

本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に當たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に應ずる旨の要請の保証がないとき。

4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該當しないことについて法務大臣の承認を、同項第三号に該當しないことについて外務大臣の承認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供が、疑わしい取引に關する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等(政治犯罪に對する捜査等以外の捜査等に關するものに限る)の範圍を定めた國際約束に基づいて行われたときは、その範圍内における当該疑わしい取引に關する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

(關係行政機關の協力)  
第五十八條 關係行政機關は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に關するもの  
第五十九條 外國の刑事事件(麻薬特例法第十六條第二項に規定する藥物犯罪等に當たる行為に係るものを除く。)に關して、当該外國から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該當する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ、

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一

項から第三項まで、第十條若しくは第十一

項から第三項まで、第十條若しくは第十一

項から第三項まで、第十條若しくは第十一

条の罪に当たるものでないとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

三 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができると認められるとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができると認められるとき。

六 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかったと認められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二條第一項若しくは第四十二條第一項に規定する理由

がないと認められるとき。

八 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

2 麻薬特例法第十六條第二項に規定する藥物犯罪等に当たる行為に係る外国の刑事事件に關し、当該外国から、条約に基づかないで、前項の共助の要請があつたときは、同項第八号又は麻薬特例法第二十一條各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができ。

3 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとす。

(追徴とみなす没収)

第六十條 不法財産又は麻薬特例法第十一條第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産(以下この条において「不法財産等」という。)に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請についても、同様とする。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請の受理)

第六十一條 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合

において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

(裁判所の審査)

第六十二條 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、檢察官は、裁判所に対し、共助をすることができるときに該当するかどうかについて審査の請求をしなればならない。

2 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができるときに該当するときは、又はその全部について共助をすることができない場合に該当するときは、それぞれその旨の決定をしなればならない。

3 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができるときに該当する旨の決定をする場合において、第五十九條第三項の規定により存続させなければならない権利があるときは、当該権利を存続させる旨の決定を同時にしなればならない。

4 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共助をすることができるときに該当する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

5 第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の当否を審査することができない。

6 第一項の規定による審査に關しては、次に掲げる者(以下「利害關係人」という。)が当該審査請求事件の手続への参加を許されていないときは、共助をすることができるときに該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこれらの財産若しくは権利について没収保全がされる前に強制競売の開始決定、強制執行に

よる差押え若しくは仮差押えの執行がされてゐる場合における差押債権者若しくは仮差押債権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者

7 裁判所は、審査の請求について決定をするときは、檢察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者(以下「参加人」という。)の意見を聴かなければならない。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えなければならない。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたものとみなす。参加人に出席する機会を与えたものとみなす。

9 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

(抗告)

第六十三條 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができ。

2 抗告裁判所の決定に対しては、刑事訴訟法第四百五條各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができ。

3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。

(決定の効力)

第六十四條 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができるときに該当する旨の決定が確定したときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に關しては、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。

(決定の取消)

第六十五條 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができるときに該当する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときその

他その効力がなくなつたときは、裁判所は、檢察官又は利害関係人の請求により、決定をもつて、共助をすることができるときは、該当する旨の決定を取り消さなければならない。

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

3 第六十三条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。

(没収保全の請求)

第六十六条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、檢察官は、裁判官に、没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。この場合において、檢察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第六十二条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)

第六十七条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、檢察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に対しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)

第六十八条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に関してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理

由を付して通知があつたときは、裁判官は、檢察官の請求により、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときも、同様とする。

(手続の取消)

第六十九条 共助の要請を撤回する旨の通知があつたときは、檢察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があつたときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

(事実の取調べ)

第七十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全に関する処分をするため必要があるときは、事実の取調べをすることができ、この場合においては、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

(檢察官の処分)

第七十一条 檢察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に関して必要があるとき認めるときは、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を嘱託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は裁判官の発する令状により、差押え、搜索若しくは検証をすることができ、

2 檢察官は、檢察事務官に前項の処分をさせることができる。

(官職裁判所)

第七十二条 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する檢察官の所屬する檢察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

第七十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、檢察官若しくは檢察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る)、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)第四条、第五十一条(第一号に係る部分に限る)及び第七十一条並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第三条、第八条第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

(準用)

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)  
第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたらば第十条第三項の罪に当たるとある場合は、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第七章 雑則

(政令等への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第十八条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第四章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く)は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置)

第七十六条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)後となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第六十号)に定める日から施行する。

号の施行日

一 第二条第二項第三号の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日

二 第五十四条第四項、第五十六条第一項及び第五十七条の規定 金融監督庁設置法(平成九年法律第百一十号)の施行の日

三 別表第二十三号の規定 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第 号)の施行の日

四 別表第五十七号の規定 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)の施行の日

(経過措置)

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるものを含む)であつて、この法律の施行後に日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるものにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は

当該犯罪行為の報酬として得た財産に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第二條第二項第一号の犯罪収益とみなす。

2 第九條第一項から第三項までの規定は、施行日が不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日後となる場合において、この法律の施行前に犯した不正競争防止法の一部を改正する法律による改正後の不正競争防止法第十條の第二項の違反行為に係る同法第十三條第三号の罪の犯罪行為が日本国外でした行為であつて、當該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、當該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、當該財産は、第二條第二項第三号の犯罪収益とみなす。

3 第九條第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した麻薬特例法第二條第二項に規定する藥物犯罪の犯罪行為により得た財産又は當該犯罪行為の報酬として得た財産（麻薬特例法附則第二項に規定する財産を含む。）に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。

4 第十條及び第十一條の規定は、第一項及び第二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二條第二項第一号イからニまでに掲げる罪の犯罪行為が日本国外でした行為であつて、當該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、當該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供された資金に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、犯罪収益とみなす。

第三條 不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二十二條第一

項、第四十二條第一項、第五十六條第一項、第五十九條第一項第一号及び次條の規定の適用については、これらの規定中「掲げる罪、同項第三号に規定する罪」とあるのは、「掲げる罪」とする。

第四條 金融監督庁設置法の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第五十四條第一項及び第三項、第五十五條並びに第五十六條第二項の規定の適用については、第五十四條第一項中「主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合に於ては金融監督庁長官とし、とあるのは、主務大臣（と、都道府県知事とする。とあるのは、都道府県知事」と、同條第三項中「主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合に於ては、金融監督庁長官）」とあるのは「主務大臣」と、第五十五條中「金融監督庁長官に通知する」とあるのは「帳簿に記録する」と、第五十六條第二項中「檢察官等」とあるのは「檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員又は税關職員若しくは証券取引等監視委員會の職員」と、前項に規定する罪とあるのは「別表若しくは第二條第二項第一号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪、麻薬特例法第二條第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六條若しくは第七條の罪」と、「金融監督庁長官に對し、疑わしい取引に關する情報の記録」とあるのは「第五十四條第一項若しくは第三項の規定により主務大臣に届け出られ、若しくは通知された事項の記録、同條第一項の規定により都道府県知事に届け出られた事項の記録又は前條の規定により郵政大臣が記録した帳簿」と、「若しくは謄写又はその写しの送付を求める」とあるのは「又は謄写をする」とする。

第五條 第五章の規定（前條の規定により読み替へて適用される場合を含む。）の適用については、附則第十二條の規定による改正前の麻薬特

例法（以下「旧麻薬特例法」という。）第五條第一項の規定による届出は第五十四條第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五條第三項の規定による文書の写しの送付は第五十四條第三項の規定による通知とみなし、旧麻薬特例法第六條の規定により記録した帳簿は、前條に規定する場合においては、同條の規定により読み替へて適用される第五十五條の規定により記録した帳簿とみなす。

12 前條に規定する場合には、大蔵大臣は、金融監督庁設置法の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第五條第一項の規定による届出（前條の規定により読み替へて適用される第五十四條第一項の規定による届出を含む。）に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。この場合において、當該通知は、第五十四條第四項の規定による通知とみなす。

32 郵政大臣は、この法律（前條に規定する場合）には、金融監督庁設置法の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第六條の規定により記録した帳簿（前條に規定する場合）には、同條の規定により読み替へて適用される第五十五條の規定により記録した帳簿を含む。）の写しを金融監督庁長官に送付するものとする。この場合において、帳簿の写しの送付は、第五十五條の規定による通知とみなす。

第六條 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び逃亡犯罪人の引渡し請求についても、適用する。

第七條 特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における別表第三十六號の規定の適用については、同号中「第百九十六條」とあるのは、「第百九十六條第一項」とする。

第八條 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日が施行日後となる

場合には、同法の施行の日の前日までの間における別表第五十五號の規定の適用については、同号中「金融機關等の更生手続の特例等に関する法律」とあるのは、「金融機關の更生手続の特例等に関する法律」とする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）  
第九條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二號）の一部を次のように改正する。  
第四條第一項第二号中「第百八十六條の罪」の下に、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第 号）第三條第一項（同項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の罪を加える。  
（義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に関する法律の一部改正）  
第十條 義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二號）の一部を次のように改正する。  
第十八條第一項第一号ハ中「第二百三十三條の罪」の下に、「若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第 号）第三條第一項（同項第七号に係る部分に限る。）若しくは同條第二項（同條第一項第七号に係る部分に限る。）の罪を加える。  
（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）  
第十一條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七號）の一部を次のように改正する。  
別表に次の一号を加える。  
三十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第 号）第二章に規定する罪  
（國際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び

第一節 法務委員會會議録第十六号 平成十一年六月十日 【參議院】

向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十二条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三条―第七条」を「第三条―第四条」に、「第八条―第十九条」を「第五条―第十五条」に、「第二十―第二十三条」を「第十六条―第十八条」に、「第五章 保全手続」

第一節 没収保全（第二十四条）  
第二節 追徴保全（第四十四条）  
第三節 雑則（第五十二条―第五十五条）

条（第四十三）を「第五章 保全手続（第十九条―第五十一条）」  
条（第二十条）に、「第五十六条―第七十条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第七十一条―第七十二条」を「第二十四条―第二十五条」に改める。

第一条中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「国際約束等」を「国際約束」に改める。

第二条第二項中（当該罪と他の罪とが刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む。）を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第五条、第八条又は第九条の罪  
第二条第三項及び第四項中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条第五項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益、不法収益」を「薬物犯罪収益、薬物犯罪収益」に改める。

第三条第一項中、次条第一項及び第七条を「及び次条第一項」に改める。

第五条から第七条までを削る。

第八条中「第十一条」を「第八条」に改め、第三

章中同条を第五条とする。

第九条の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条第一項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益の」を「薬物犯罪収益の」に改め、同条を第六条とする。

第十条見出しを含む中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条を第七条とする。

第十一条を第八条とする。

第十二条中「第九条」を「第六条」に、「第十条」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第十三条中「第八条から第十条まで」を「第五条から第七条まで」に改め、「刑法の下に」（明治四十年法律第四十五号）を加え、同条を第十条とする。

第十四条の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条第一項ただし書中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、「第十条」を「第七条」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、「第十条」を「第七条」に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、「第十条」を「第七条」に改め、同条第三項に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等）  
第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十〇年法律第 号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号」とあるのは、「国際的な協力の

下

に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一条第一項各号」と読み替えるものとする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十七条第一項中「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条の見出し中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条中「第八条」を「第五条」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条中「第八条から第十二条まで」を「第五条から第九条まで」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第二十条第一項中「不法財産」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「次条及び第二十三条」を「第十八条」に改め、同条第二項中「第九号若しくは第十号」を「第六号若しくは第七号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二条において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

第二十条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第四章中同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（没収された債権等の処分等）  
第十七条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は、第十一条の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この

場合において、同条中「次条第一節」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

第二十一条及び第二十二条を削る。

第二十三条中「刑事補償法」の下に（昭和二十五年法律第一号）を加え、第四章中同条を第十八条とする。

第五章第一節の節名を削り、第二十四条第一項中「この節の定めるところにより」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があるとき、検察官又は司法警察官（麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察官については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）の請求により、前二項に規定する処分をすることができ

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

第二十四条第五項及び第六項を削り、第五章中同条を第十九条とする。

第二十五条から第四十三条までを削る。

第五章第二節の節名を削り、第四十四条第一項中「第十七条」を「第十三条」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

5 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

6 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

7 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。



第四十四条第四項及び第五項を削り、同条を第二十条とする。

第四十五条から第五十一条までを削る。

第五十二条第一項第六号中「第二十四条第一項又は第四十四条第一項」を「第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第五十七条中「不法財産」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「不法財産」を「当該財産」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(組織的犯罪処罰法による共助の例)

第二十三条 前二条に定めるもののほか、第二十一条の規定による共助については、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助の例による。

第五十八条から第七十条までを削る。

第七十一条第二項中「第二十条」を「第十六条」に、「最高裁判所が」を「最高裁判所規則」に改め、第七章中同条を第二十四条とする。

第七十二条を第二十五条とする。

附則第二項中「第九条及び第十條」を「第六条及び第七條」に、「不法収益」を「藥物犯罪収益」に改める。

附則第三項中「第二十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第四十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十七條」を「第十三條」に、「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

(国際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の国際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第十条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の二の次に次の一号を加える。

三十一の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第五章の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条のうち金融再生委員会設置法第三條及び第四條の改正規定中同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第五章の規定に基づいて、届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第十四条 金融監督庁設置法の一部を次のように改正する。

第四十二条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号)第五章の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

別表(第二條、第十三條、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係)

一 第三條(組織的な殺人等)、第四條(未遂罪)

若しくは第六條第一項第一号(組織的な殺人の予備の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正権益に係る殺人の予備の罪又は第十條第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二イ 刑法第八八條(現住建造物等放火)、第百

九条第一項(非現住建造物等放火)若しくはは第百十條第一項(建造物等以外放火)の罪、

同法第百十五條の規定により同法第百九條第一項若しくはは第百十條第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第百十條第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪

ロ 刑法第百三十七條(あへん煙吸器器具輸入等)若しくはは第百三十九條第二項(あへん煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ハ 刑法第百四十八條(通貨偽造及び行使等)若しくはは第百四十九條(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくははこれらの罪の未遂罪又は同法第百五十三條(通貨偽造等準備)の罪

二 刑法第百五十五條第一項(有印公文書偽造)若しくはは第二項(有印公文書変造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第百五十七條第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくははその未遂罪若しくははこれらの罪(同法第百五十七條第一項の罪の未遂罪を除く。)に係る同法第百五十八條(偽造公文書行使等)の罪、同法第百五十九條第一項(有印私文書偽造若しくはは第二項(有印私文書変造)の罪若しくははこれらの罪に係る同法第百六十一條(偽造私文書等行使)の罪又は同法第百六十一條の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

ホ 刑法第百六十二條(有価証券偽造等)又はは第百六十三條(偽造有価証券行使等)の罪

ヘ 刑法第百七十五條(わいせつ物頒布等)の罪

ト 刑法第百八十六條(常習賭博及び賭博場開設等利)の罪

チ 刑法第百九十七條から第百九十七條の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)の罪

リ 刑法第百九十九條(殺人)の罪又はその未遂罪

ヌ 刑法第二百四條(傷害)又は第二百五條(傷害致死)の罪

ル 刑法第二百一十條(逮捕及び監禁)又は第二百一十一條(逮捕等致死傷)の罪

ヲ 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

ワ 刑法第二百三十五條から第二百三十六條まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八條から第二百四十一條まで(事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死)又は第二百四十二條(未遂罪)の罪

カ 刑法第二百四十六條から第二百五十條まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪

ヨ 刑法第二百五十三條(業務上横領)の罪

タ 刑法第二百五十六條第二項(盗品有償譲受け等)の罪

レ 刑法第二百六十條(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪

三 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六條まで(爆発物の使用、製造等)の罪

四 商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百八十六條から第四百八十八條まで(特別背任、未遂罪)、第四百九十條(不実文書行使)、第四百九十四條第一項(会社荒らし等)に関する収賄又は第四百九十七條第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくはは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

五 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条

四十 著作權法(昭和四十五年法律第四十八号)

第百十九条(著作権等の侵害等)の罪

四十一 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死)又は第四条(航空機の運航阻害)の罪

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪又は同法第二十六条第二号の二(産業廃棄物の処理の委託)の罪

四十三 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪

四十四 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

四十五 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一号)第五条(開設等)の罪

四十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(製造等)の罪

四十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪

四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十条第三項に係る同法第五十九条第一号(適用対象業務以外の業務についての労働者派遣事業)の罪

四十九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第

七十七号)第九十四条(仮装取引等)の罪

五十 麻薬特例法第六十六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条(不実文書行使)の罪

五十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪

五十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五十五条(発散させる行為)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪

五十四 保険業法(平成七年法律第五号)第二百二十二条(保険管理人等の特別責任)、第二百二十三条(社債権者集会の代表者等の特別責任)又は第二百二十五条(不実文書行使)の罪

五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十五条第一項(詐欺更生)又は第九十六条第一項(第三者の詐欺更生)の罪

五十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪

五十七 スポーツ振興投資の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十一条(無資格スポーツ振興投資)又は第三十七条(加重取組)の罪

五十八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十一年法律第七号)第二十一条(発起人、取締役等の特別責任)、第七十二条(特定社債権者集会の代表者等の特別責任)、第七十四条(不実文書行使)、第七十九条第一項(特定目的会社荒らし等)に関する取組又は第八十二条第二項(社員の特権の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(社員の特権の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条(児童買春罰則)、第六条第二項(薬として行つた児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

くは一部が有線(有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備に附属する有線を除く)であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われていない他人間の通信について、その内容を知りたいため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備(以下「電気通信設備」という)を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することのできる電気通信設備を設置している者をいう。

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪(第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう)の實行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の實行に関連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という)が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番号等」という)によつて特定された通信の手段(以下「通信手段」という)であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの(「犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く)又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができ

くは一部が有線(有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備に附属する有線を除く)であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われていない他人間の通信について、その内容を知りたいため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備(以下「電気通信設備」という)を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することのできる電気通信設備を設置している者をいう。

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪(第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう)の實行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の實行に関連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という)が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番号等」という)によつて特定された通信の手段(以下「通信手段」という)であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの(「犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く)又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができ

くは一部が有線(有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備に附属する有線を除く)であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われていない他人間の通信について、その内容を知りたいため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備(以下「電気通信設備」という)を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することのできる電気通信設備を設置している者をいう。

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪(第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう)の實行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の實行に関連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という)が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番号等」という)によつて特定された通信の手段(以下「通信手段」という)であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの(「犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く)又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができ

る。

一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪

三 禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。

3 前二項の規定による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内においては、これを行うことができない。ただし、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の承諾がある場合は、この限りでない。

(令状請求の手続)

第四条 傍受令状の請求は、検察官(検事総長が指定する者に限る。次項及び第七条において同じ。又は司法警察員(国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁

長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ)から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならぬ。ただし、急速を要し、地方裁判所の裁判官に請求することができないときは、簡易裁判所の裁判官にこれを行うことができる。

2 検察官又は司法警察員は、前項の請求をする場合において、当該請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判官に通知しなければならない。

(傍受令状の発付)

第五条 前条第一項の請求を受けた裁判官は、同項の請求を理由があると認めるとき(簡易裁判所の裁判官にあつては、同項の請求が理由があり、かつ、急速を要し、地方裁判所の裁判官に傍受令状を請求することができないと認めるとき)は、傍受ができる期間として十日以内(簡易裁判所の裁判官にあつては、五日以内)の期間を定めて、傍受令状を発する。

2 裁判官は、傍受令状を発する場合において、傍受の実施(通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受をすることができると認めること)の状況を確認することを行う。以下同じ。に、適当と認める条件を付することができる。

(傍受令状の記載事項)

第六条 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰則、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足

り。

(傍受ができる期間の延長)

第七条 地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、十日以内の期間を定めて、傍受ができる期間を延長することができる。ただし、傍受ができる期間は、通じて三十日を超えてはならない。

2 前項の延長は、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印してこれをしなければならぬ。

(同一事実に関する傍受令状の発付)

第八条 裁判官は、傍受令状の請求があつた場合において、当該請求に係る被疑事実の前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものが含まれるときは、同一の通信手段については、更に傍受をすることを必要とする特別の事情があると認めるときに限り、これを発付することができる。

(傍受令状の提示)

第九条 傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員。以下同じ)又はこれに代わるべき者に示さなければならぬ。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

2 傍受ができる期間が延長されたときも、前項と同様とする。

(必要な処分等)

第十条 傍受の実施については、電気通信設備に傍受のための機器を接続することその他の必要な処分を行うことができる。

2 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

(通信事業者等の協力義務)

第十一条 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、傍受の実施に関し、傍受のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。

できる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではない。

(立会い)

第十二条 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち会わせることができないときは、これらの者を立ち会わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

立会人は、検察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実

2 前項の規定にかかわらず、立会人を常時立ち会わせることができないやむを得ない事情があるときは、その事情がある間に限り、立会人を立ち会わせることを要しない。ただし、傍受の実施の開始、中断及び終了並びに傍受をした通信を記録する媒体(以下「記録媒体」という)の交換の際は、この限りでない。

(該当性判断のための傍受)

第十三条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしていて間に於ける通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信(以下単に「傍受すべき通信」という)に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしていて間に、傍受令状に被疑事実として記

○別表に

載されている犯罪以外の犯罪であつて、○死刑若しくは○長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができ、

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)  
第十五条 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

(相手方の電話番号等の探知)  
第十六条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして行われた通信について、これが傍受すべき通信若しくは第十四条の規定により傍受をすることができ通信に該当するものであるとき、又は第十三条の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることができ、この場合においては、別に令状を必要としない。

2 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、前項の処分に関し、必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の場所以外の場所において第一項の探知のための措置を必要とする場合には、当該措置を執ることができ通信事業者等に対し、同項の規定により行う探知である旨を告知して、当該措置を執ることを要請することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)  
第十七条 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用(以下「通話」という。)が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

(傍受の実施の終了)  
第十八条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であつても、これを終了しなくてはならない。

第三章 通信傍受の記録等  
(傍受をした通信の記録)  
第十九条 傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二十二条第二項の手続の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

2 傍受の実施を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

(記録媒体の封印等)  
第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしていない間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二条第二項の手続の用に供するための複製を作成することができる。

3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を交付した裁判官が所属する裁判所の裁判官(簡易裁判所の裁判官が傍受令状を交付した場合)には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に提出しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面の提出)  
第二十一条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七條の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時  
二 立会人の氏名及び職業  
三 第十二条第二項の規定により立会人を立ち会わせなかった場合は、その時間及び理由  
四 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時  
五 傍受をした通信については、傍受の根拠となつた条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項  
六 第十四条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認められた理由

七 記録媒体の交換をした年月日時  
八 前条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名  
九 その他傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

2 前項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、同項第六号の通信については、これが第十四条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第二十六條第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(傍受記録の作成)  
第二十二条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録(以下「傍受記録」という。)

2 傍受記録は、第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 傍受すべき通信に該当する通信  
二 第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの  
三 第十四条の規定により傍受をした通信及び第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて第十四条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの  
四 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

3 前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十四条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、傍受記録から当該通信の記録及び当該通信に係る同項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならない。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた同項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

4 検察官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十条第三項の規定により裁判官に提出した記録媒体(以下「傍受の原記録」という。)以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその複製等(複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)があるときは、その記録の全部を消去しなければならない。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。

5 検察官又は司法警察員は、傍受をした通信で

あつて、傍受記録に記録されたものの以外のも  
については、その内容を他人に知らせ、又は使  
用してはならない。その職を退いた後も、同様  
とする。

(通信の当事者に対する通知)

第二十三条 検察官又は司法警察員は、傍受記録  
に記録されている通信の当事者に対し、傍受記  
録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通  
知しなければならない。

一 当該通信の開始及び終了の年月日時並びに  
相手方の氏名(判明している場合に限る。)

二 傍受令状の発付の年月日

三 傍受の実施の開始及び終了の年月日

四 傍受の実施の対象とした通信手段

五 傍受令状に記載された罪名及び罰条

六 第十四条に規定する通信については、その  
旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

2 前項の通知は、通信の当事者が特定できない  
場合又はその所在が明らかでない場合を除き、  
傍受の実施が終了した後三十日以内にこれを発  
しなければならない。ただし、地方裁判所の裁  
判官は、捜査が妨げられるおそれがあると認め  
るときは、検察官又は司法警察員の請求によ  
り、六十日以内の期間を定めて、この項の規定  
により通知を発しなければならない期間を延長  
することができる。

3 検察官又は司法警察員は、前項本文に規定す  
る期間が経過した後、通信の当事者が特定さ  
れた場合又はその所在が明らかになった場合に  
は、当該通信の当事者に対し、速やかに、第一  
項の通知を発しなければならない。この場合に  
おいては、前項ただし書の規定を準用する。

(傍受記録の聴取及び閲覧等)  
第二十四条 前条第一項の通知を受けた通信の当  
事者は、傍受記録のうち当該通信に係る部分を  
聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成  
することができる。

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等)  
第二十五条 傍受の原記録を保管する裁判官(以

下「原記録保管裁判官」という。)は、傍受記録に  
記録されている通信の当事者が、前条の規定に  
より、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴  
取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成し  
た場合において、傍受記録の正確性の確認のた  
めに必要があると認めるときその他正当な理由  
があると認めるときは、当該通信の当事者の請  
求により、傍受の原記録のうち当該通信に相当  
する部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその  
複製を作成することを許可しなければならない。

2 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内  
容の確認のために必要があると認めるときその  
他正当な理由があると認めるときは、傍受記録  
に記録されている通信以外の通信の当事者の請  
求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る  
部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製  
を作成することを許可しなければならない。

3 原記録保管裁判官は、傍受が行われた事件に  
関し、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正  
確性の確認のために必要があると認めるときそ  
の他正当な理由があると認めるときは、検察官  
又は司法警察員の請求により、傍受の原記録の  
うち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧  
し、又はその複製を作成することを許可するこ  
とができる。ただし、複製の作成については、  
次に掲げる通信(傍受記録に記録されているも  
のを除く。)に係る部分に限る。

一 傍受すべき通信に該当する通信  
二 犯罪事実の存否の証明に必要な証拠となる  
通信(前号に掲げる通信を除く。)  
三 前一号に掲げる通信と同一の通話の機会に  
行われた通信

4 次条第三項の規定により記録の消去を命じ  
る場合において、前項の規定による  
複製を作成することの許可の請求は、同項の  
規定にかかわらず、当該裁判により消去を命じ  
られた記録に係る通信が新たに同項第一号又は

第二号に掲げる通信であつて他にこれに代わる  
べき適当な証明方法がないものであることが判  
明するに至つた場合に限り、傍受の原記録のう  
ち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行わ  
れた通信に係る部分について、することができ  
る。ただし、当該裁判が同条第三項第二号に該  
当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じ  
たものであるときは、この請求をすることがで  
きない。

5 原記録保管裁判官は、検察官により傍受記録  
又はその複製等の取調への請求があつた被告事  
件に関し、被告人の防御又は傍受記録の正確性  
の確認のために必要があると認めるときその他  
正当な理由があると認めるときは、被告人又は  
その弁護人の請求により、傍受の原記録のうち  
必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、  
又はその複製を作成することを許可することが  
できる。ただし、被告人が当事者でない通信に  
係る部分の複製の作成については、当該通信の  
当事者のいづれかの同意がある場合に限る。

6 検察官又は司法警察員が第三項の規定により  
作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合  
において、第二十三条の規定の適用について  
は、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは  
「次に掲げる事項並びに第二十五条第三項の複  
製を作成することの許可があつた旨及びその年  
月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了し  
た後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

7 傍受の原記録については、第一項から第五項  
までの規定による場合のほか、これを聴取さ  
せ、若しくは閲覧させ、又はその複製を作成さ  
せてはならない。ただし、裁判所又は裁判官  
が、刑事訴訟法の定めるところにより、検察官  
により傍受記録若しくはその複製等の取調への  
請求があつた被告事件又は傍受に関する刑事の  
事件の審理又は裁判のために必要であると認め  
て、傍受の原記録のうち必要と認める部分を取  
り調べる場合においては、この限りでない。

(不服申立て)

第二十六条 裁判官がした通信の傍受に関する裁  
判に不服がある者は、その裁判官が所属する裁  
判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対して  
は、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁  
判所)に、その裁判の取消し又は変更を請求す  
ることができる。

2 検察官又は検察事務官がした通信の傍受に関  
する処分不服がある者はその検察官又は検察  
事務官が所属する検察庁の所在地を管轄する地  
方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に  
関する処分不服がある者はその職務執行地を  
管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は  
変更(傍受の実施の終了を含む。)を請求するこ  
とができる。

3 裁判所は、前項の請求により傍受の処分を取  
り消す場合において、次の各号のいずれかに該  
当すると認めるときは、検察官又は司法警察員  
に対し、その保管する傍受記録(前条第六項の  
規定により傍受記録とみなされたものを除く。  
以下この項において同じ。)及びその複製等のう  
ち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の  
通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じ  
なければならない。ただし、第三号に該当する  
と認める場合において、当該記録の消去を命ず  
ることが相当でないと認めるときは、この限り  
でない。

一 当該傍受に係る通信が、第二十一条第二項  
各号に掲げる通信のいずれにも当たらないと  
き。  
二 当該傍受において、通信の当事者の利益を  
保護するための手続に重大な違法があると  
き。  
三 前一号に該当する場合を除き、当該傍受の  
手続に違法があるととき。

4 前条第三項の複製を作成することの許可が取  
り消されたときは、検察官又は司法警察員は、  
その保管する同条第六項の規定によりみなされ  
た傍受記録(その複製等を含む。)のうち当該取



り消された許可に係る部分を消去しなければならない。

5 第三項に規定する記録の消去を命ずる裁判又は前項に規定する複製を作成することの許可の取消しの裁判は、当該傍受記録又はその複製等について既に被告事件において証拠調べがされているときは、証拠から排除する決定がない限り、これを当該被告事件に関する手続において証拠として用いることを妨げるものではない。

6 前項に規定する裁判があった場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがされているときは、当該被告事件に関する手続においてその内容を他人に知らせ又は使用する場合以外の場合においては、当該傍受記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第二十二條第五項の規定を適用する。

7 第一項及び第二項の規定による不服申立てに関する手続については、この法律に定めるもののほか、刑事訴訟法第四百二十九條第一項及び第四百三十條第一項の請求に係る手続の例による。

(傍受の原記録の保管期間)

第二十七條 傍受の原記録は、第二十三條第三項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

2 原記録保管裁判官は、必要があると認めるときは、前項の保管の期間を延長することができる。

第四章 通信の秘密の尊重等

(関係者による通信の秘密の尊重等)

第二十八條 検察官、檢察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他通信の傍受に関与し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならない

ように注意しなければならない。

(国会への報告等)

第二十九條 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十二條第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなつた後においてこれらの措置を執るものとする。

(付審判の請求)

第三十條 捜査又は調査の権限を有する公務員が、その捜査又は調査の職務を行うに当たり犯した電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四百四條第一項若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分

に不服があるときは、刑事訴訟法第二百六十二條第一項の請求をすることができる。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

4 前項の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分があるときは、刑事訴訟法第二百六十二條第一項の請求をすることができる。

第五章 補則

(刑事訴訟法との関係)

第三十一條 通信の傍受に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法による。

(最高裁判所規則)

第三十二條 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の

提出、○通信の当事者に対する通知を発しななければならない期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

有線電気通信法の一部改正

第三十條の規定は、この法律の施行後に公訴を提起しない処分をした事件について、適用する。

2 有線電気通信法の一部を次のように改正する。

第三十條の規定は、この法律の施行後に公訴を提起しない処分をした事件について、適用する。

第十四條第一項中「一年を二年に、二十万円を五十万円に改め、同条第二項中「二年を三年に、三十万円を五十万円に改め、同条第三項中「三年を五年に、五十万円を百万円に改め、同条第四項中「五年を十年に、一百万円を二百万円に改め、同条第五項中「十年を二十年に、二百万円を五百万円に改め、同条第六項中「二十年を三十年に、五百万円を一千万円に改め、同条第七項中「三十年を四十年に、一千万円を二千万円に改め、同条第八項中「四十年を五十年に、二千万円を三千万円に改め、同条第九項中「五十年を六十年に、三千万円を四千万円に改め、同条第十項中「六十年を七十年に、四千万円を五千万円に改め、同条第十一項中「七十年を八十年に、五千万円を六千万円に改め、同条第十二項中「八十年を九十年に、六千万円を七千万円に改め、同条第十三項中「九十年を百年に、七千万円を八千万円に改め、同条第十四項中「百年を百二十年に、八千万円を九千万円に改め、同条第十五項中「百二十年を百四十年に、九千万円を一億円に改め、同条第十六項中「百四十

年を百六十年に、一億円を一億二千万円に改め、同条第十七項中「百六十

年を百八十年に、一億二千万円を一億四千万円に改め、同条第十八項中「百八十年を二百年に、一億四千万円を一億六千万円に改め、同条第十九項中「二百年を二百二十

年に、一億六千万円を一億八千万円に改め、同条第二十項中「二百二十

年に、一億八千万円を二億円に改め、同条第二十一項中「二億

円を二億二千万円に改め、同条第二十二項中「二億二千万円を二億四千万円に改め、同条第二十三項中「二億四千万円を二億六千万円に改め、同条第二十四項中「二億六千万円を二億八千万円に改め、同条第二十五項中「二億八千万円を三億

円に改め、同条第二十六項中「三億円を三億二千万円に改め、同条第二十七項中「三億二千万円を三億四千万円に改め、同条第二十八項中「三億四千万円を三億六千万円に改め、同条第二十九項中「三億六千万円を三億八千万円に改め、同条第三十項中「三億八千万円を四億

円に改め、同条第三十一項中「四億円を四億二千万円に改め、同条第三十二項中「四億二千万円を四億四千万円に改め、同条第三十三項中「四億四千万円を四億六千万円に改め、同条第三十四項中「四億六千万円を四億八千万円に改め、同条第三十五項中「四億八千万円を五億

円に改め、同条第三十六項中「五億円を五億二千万円に改め、同条第三十七項中「五億二千万円を五億四千万円に改め、同条第三十八項中「五億四千万円を五億六千万円に改め、同条第三十九項中「五億六千万円を五億八千万円に改め、同条第四十項中「五億八千万円を六億

円に改め、同条第四十一項中「六億円を六億二千万円に改め、同条第四十二項中「六億二千万円を六億四千万円に改め、同条第四十三項中「六億四千万円を六億六千万円に改め、同条第四十四項中「六億六千万円を六億八千万円に改め、同条第四十五項中「六億八千万円を七億

円に改め、同条第四十六項中「七億円を七億二千万円に改め、同条第四十七項中「七億二千万円を七億四千万円に改め、同条第四十八項中「七億四千万円を七億六千万円に改め、同条第四十九項中「七億六千万円を七億八千万円に改め、同条第五十項中「七億八千万円を八億

円に改め、同条第五十一項中「八億円を八億二千万円に改め、同条第五十二項中「八億二千万円を八億四千万円に改め、同条第五十三項中「八億四千万円を八億六千万円に改め、同条第五十四項中「八億六千万円を八億八千万円に改め、同条第五十五項中「八億八千万円を九億

円に改め、同条第五十六項中「九億円を九億二千万円に改め、同条第五十七項中「九億二千万円を九億四千万円に改め、同条第五十八項中「九億四千万円を九億六千万円に改め、同条第五十九項中「九億六千万円を九億八千万円に改め、同条第六十項中「九億八千万円を十億

円に改め、同条第六十一項中「十億円を十億二千万円に改め、同条第六十二項中「十億二千万円を十億四千万円に改め、同条第六十三項中「十億四千万円を十億六千万円に改め、同条第六十四項中「十億六千万円を十億八千万円に改め、同条第六十五項中「十億八千万円を十一億

円に改め、同条第六十六項中「十一億円を十一億二千万円に改め、同条第六十七項中「十一億二千万円を十一億四千万円に改め、同条第六十八項中「十一億四千万円を十一億六千万円に改め、同条第六十九項中「十一億六千万円を十一億八千万円に改め、同条第七十項中「十一億八千万円を十二億

的の覺せい刑原料の所持、譲渡し等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪

七三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)又は第七十四条の四(集団密航者の收受等)の罪

八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十四条の二(ジアセチルモルヒネ等の譲渡し、所持等)、第六十五条(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等)、第六十六条(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の譲渡し、所持等)、第六十六条の三(向精神薬の輸入等)又は第六十六条の四(向精神薬の譲渡し等)の罪

五 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)又は第三十一条の二(銃砲以外の武器の無許可製造)の罪

六 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第五十一条(けしの栽培、あへんの輸入等)又は第五十二条(あへん等の譲渡し、所持等)の罪

七 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十七条第二項後段(高速自動車国道損壊等による自動車転覆等致死)の罪

七 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一(けん銃部品のけん銃部品の輸入若しくは第二項(未遂罪)又は第三十一条の十六(けん銃部品のけん銃部品の所持若しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)の罪

十三 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)又は第二条(航空機強取等致死)の罪

十四 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第二(航空機中の航空機を墜落させる行為等)の罪若しくは同条第一項の罪の未遂罪又は同法第三(業務中の航空機の破壊等致死)の罪

十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十二年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第百三十三号)第九(流通食品への毒物混入等致死)の罪

十七 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第五条(業として行う不法輸入等)の罪

十八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八(化学兵器の使用)の罪

十九 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五(第一項(発散させる行為)又は第二項(未遂罪)の罪

二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第三(第一項第三号、第四号若しくは第六号に掲げる罪に係る同条(組織的な殺人等)の罪又はこれらの罪(同項第四号及び第六号(刑法第二百二十五条の二第二項に係る部分に限る。))に掲げる罪に係るものを除く)の未遂罪

刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
刑事訴訟法の一部を改正する法律  
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の

一部を次のように改正する。  
第二百二十二条の次に次の一条を加える。

第二百二十二条の二 通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。  
第二百二十五条に次の一項を加える。

裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の次に次の一条を加える。

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に必要がある場合を除き、関係者(被告人を含む)に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないよう

に配慮することを求めることができる。  
附則  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。



平成十一年六月十八日印刷

平成十一年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局